

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 環境省 ）

制 度 名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置		
税 目	法人税・所得税		
要 望 の 内 容	<p>「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制 P T 中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．所得税に税額控除方式（控除率：国税 40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とする。</li> <li>2．パブリック・サポート・テスト（P S T）に、3,000 円以上の寄附者が 100 名以上で判定できる基準を導入すること。</li> <li>3．地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、P S T 要件等を求めないこととする。</li> <li>4．特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、P S T を満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。</li> <li>5．みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。</li> <li>6．パブリック・サポート・テスト（P S T）の基準値を 1/5 とする特例を恒久化すること。</li> </ol> <p>（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3、第 66 条の 11 の 2、同法施行令第 39 条の 23、同法施行規則第 22 の 12、特定非営利活動促進法第 46 条、法人税法第 37 条、同法施行令第 73 条、同法施行規則第 22 条の 5、所得税法第 78 条関係）</p>		
	平年度の減収見込額	<p>（ 1 . に関して ） 約 120 百万円                  （ 5 . に関して ） 約 7 百万円                  この他、条例指定による法人のみなし寄附金控除額に伴うもの 約 35 百万円</p>	
	（制度自体の減収額）	（ 百 万 円 ）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。</p> <p>同法人は現在全国で約 4 万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制 P T」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定 N P O 法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。</p> <p>今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>施策の必要性</p> <p>(公益性の有無) 特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり、(法第 2 条第 1 項)、いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。</p> <p>(政府の関与の必要性) 特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしもカバーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。</p> <p>(国と地方の役割分担の適切さ) 上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている(具体的仕組みについては、今後協議し検討する)。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>			
	今回の要望に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	環境・経済・社会の統合的向上
			政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標		
		政策目標の達成状況	認定特定非営利活動法人数 173 法人(平成 22 年 8 月 1 日現在)	

	有効性	要望の措置の適用見込み	(平成23年度) 認定特定非営利活動法人数・・・約400法人 条例指定を受ける特定非営利活動法人数・・・約700法人 仮認定特定非営利活動法人数・・・約700法人 みなし寄附金制度を利用する法人数・・・約30法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	(平成23年度) ・寄附金の税額控除に伴う減収見込 国税 約1.2億円、地方税 約0.6億円 ・みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み 国税 約700万円、地方税 約230万円 ・個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み 国税 約3,500万円、地方税 約900万円
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税・・・法人住民税、法人事業税、個人住民税
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係			
		要望の措置の妥当性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約9年を経ており、この間、認定基準の見直しや申請書類の簡素化等の累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がなされている。 今回の要望の基となっている「中間報告書」の内容は、上記指摘を踏まえて、寄附優遇税制の拡充や認定基準の見直しに関して抜本的な制度改正を伴うものであり、『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』及び『新成長戦略』にも明記されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	みなし寄附金額 平成19年度 1.8百万円 平成20年度 2.2百万円 平成21年度 3.4百万円	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	_____	
	前回要望時の達成目標	記載なし	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<hr/>
これまでの要望経緯	平成 13 年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成 13・14・15・18・20 年度と要望を提出し、累次の改正が行われてきた。	